事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本若しくはファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、若しくは記録されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

9‖　検察官が法第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第三百十六条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつた事件について、これらの措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、裁判書に記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

10‖　検察官が法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件について、当該措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、若しくは記録されている当該措置対象者の氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

11‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

ついて、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

［新設］

［新設］

7‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。